

公益財団法人全日本軟式野球連盟 野球場公認規程

(目的)

第1条 この公認制度は、安全な施設での野球の練習、ならびに試合、競技会の運営が支障なく円滑におこなわれるためにつくられ準備されることを目的とする。

(公認野球場の種類)

第2条 公認野球場を分けて次の2種類とする。

第1種、第2種（各種ごとの競技場の施設、設備、備品の一覧表省略）

(公認野球場の申請)

第3条 公認野球場として認定を受けようとするときは、その野球場の所在地にある全日本軟式野球連盟（以下「連盟という」）都道府県支部を通じて連盟宛に、施設の案内図、施設の設計図書、設備の概要、備え付け備品の一覧表を添えて提出するものとする。

(野球場の実査)

第4条 前条の申請があった場合、連盟は実査のため役員を派遣する。派遣費用は連盟旅費規程により申請者が負担する。

(公認証の交付)

第5条 派遣役員は実査に基づき意見を付して報告書を提出し、連盟において適当と認めるときは公認証を交付する。公認の有効期間は5ヵ年とする。ただし、有効期間中に第3条の申請時の書類、図書関係に変更が生じた場合は、再調査を申請しなければならない。

(公認野球場の継続)

第6条 公認の継続を必要とする場合は、再公認申請をするものとする。この場合にも第4条の規程を準用する。

(公認野球場の取消し)

第7条 公認された野球場が公認の条件に適合しない事実が生じたときは公認を取消される。

(公認料の納付)

第8条 公認料は次のとおりとし、合格の通知を受けたときただちに納付するものとする。
この公認料はその有効期間中に変動があっても返戻しない。公認期間中にその種別を上級に変更する場合は、新たに合格した種別に該当する公認料の差額を納付し前公認期間中に引き続き公認される。

種別	新設の場合の公認料	継続の場合の公認料
第1種	50,000円	25,000円
第2種	30,000円	15,000円

(規程の改廃)

第9条 この規程は、理事会の議決を経て改廃することができる。

附 則

- この規程は、昭和42年12月6日から施行する。
- この規程は、昭和63年3月1日から施行する。
- この規程は、平成26年4月17日から施行する。